

令和8年度工事監査実施基準

1 実施方針

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第5項の規定に基づく工事監査については、世田谷区監査基準（令和2年2月13日監査委員決定）及び令和8年度世田谷区監査基本計画（令和8年3月9日監査委員決定）に基づき、次の方針で実施する。

- （1）区が発注した工事が適正に行われているか技術面や安全面の観点から監査を行う。
- （2）経済性、効率性、有効性に留意し、財務的な観点から監査を行う。

2 対象工事の決定基準

令和7年度から令和8年度監査実施日までに着手、施工又は竣工した工事であり、契約又は予定金額が9千万円以上の中から抽出する。